



使って便利!



マイナ保険証

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なものは
中面をご確認ください。



タンキちゃん

＼ マイナ保険証を利用するメリット /

面倒な手続きが不要!

- ▶ 窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- ▶ 被扶養者が就職等により資格を喪失したとき、マイナ保険証なら返却不要

より良い医療が受けられる!

- ▶ 過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- ▶ 事故や災害時でもお薬情報が連携される

マイナ保険証登録がまだの方はお早めにご登録ください。

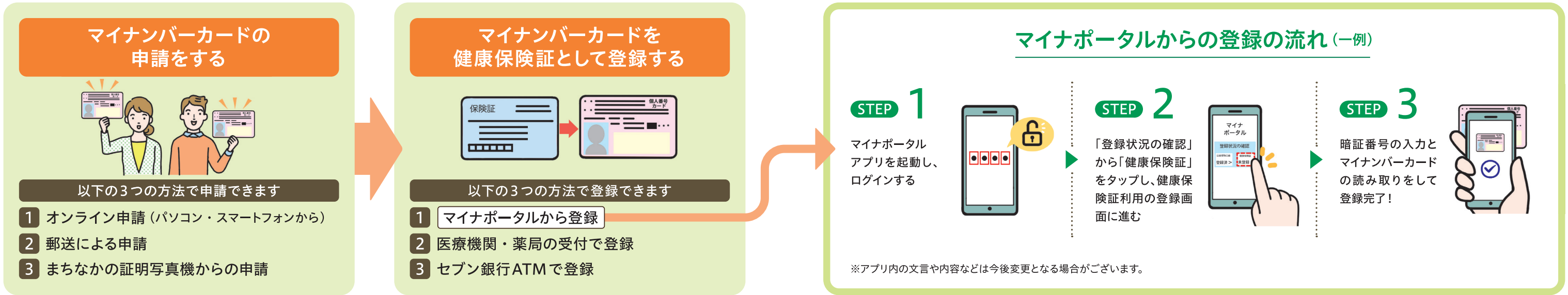


公立学校共済組合

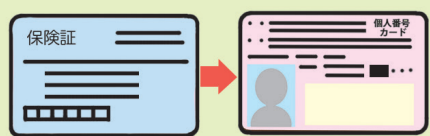
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS



マイナンバーカードの健康保険証の登録をするには



マイナンバーカードを
健康保険証として登録する



以下の3つの方法で登録できます

1

マイナポータルから登録

2

医療機関・薬局の受付で登録

3

セブン銀行ATMで登録

マイナポータルからの登録の流れ（一例）

STEP 1



マイナポータル
アプリを起動し、
ログインする

STEP 2



「登録状況の確認」
から「健康保険証」
をタップし、健康保
険証利用の登録画
面に進む

STEP 3

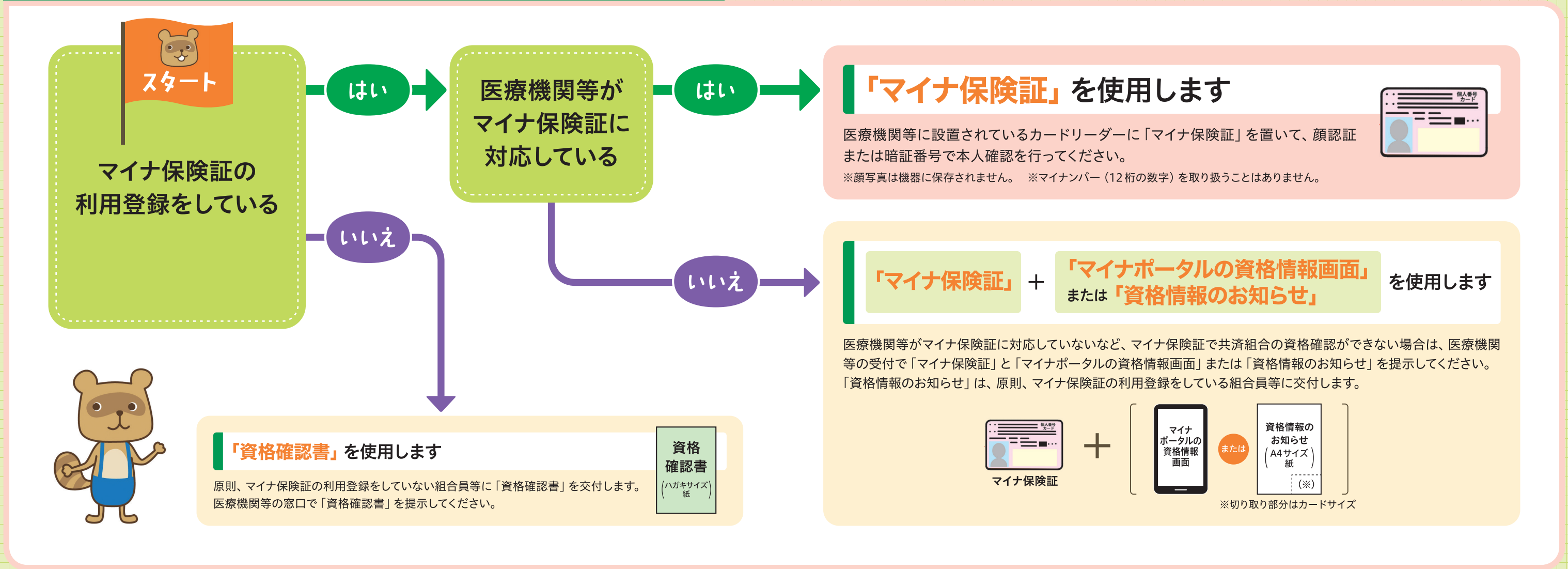


暗証番号の入力と
マイナンバーカード
の読み取りをして
登録完了！

※アプリ内の文言や内容などは今後変更となる場合がございます。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの

注 組合員および被扶養者の皆さまの状況に応じて、資格確認書および資格情報のお知らせの発行を予定しています。詳細については、決まり次第、当共済組合ホームページ等でお知らせします。



マイナ保険証 Q&A



どの医療機関・薬局で使えますか？



A「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関等で使えます。

右のステッカーやポスターが目印です。受診しようとする医療機関等がマイナ保険証を利用できるか当該医療機関等にあらかじめご確認ください。なお、利用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページでもご確認ください。



ステッカー



ポスター



マイナ保険証は、受診の度に提示が必要ですか？



A 受診の際に毎回提示が必要です。

法令により、医療機関等を受診する際には、健康保険証を毎回提出しなければならないとされています。
また、健診等情報や診察・薬剤情報、処方情報、調剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととされていますので、受診の際に毎回提示されますようお願いいたします。



子どものマイナンバーカードの保険証登録は？



A 保護者が代理で登録できます。

お子様が利用申込を行うことが難しい場合には、お子様に代わって保護者がお子様のマイナンバーカードを読み取り、4桁の暗証番号を入力するなどによって、保護者のスマートフォン端末やPCでご登録できます。

現行の健康保険証の
新規発行終了について

マイナンバーカードを
健康保険証として利用する方法

など

マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは右記の厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省
ホームページ



マイナンバー制度・マイナンバーカードに
ついてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー 総合フリーダイヤル

無料

マイ ナン バー

0120-95-0178

平日 9:30～20:00

土・日・祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失、盗難等による
一時利用停止については、**24時間365日受け付けます。**

